

不利益処分の処分基準

処 分 名		一般廃棄物収集運搬業又は処分業の事業停止命令		
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条の 3		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項			
	基 準	<p>次の事由に該当するとき。</p> <p>（事業の停止）</p> <p>第 7 条の 3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第 7 条第 5 項第 3 号又は第 10 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>(3) 第 7 条第 11 項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>		
	設定年月日	平成 16 年 3 月 29 日	最終変更年月日	
備 考				